大阪府環境審議会環境総合計画部会運営要領 (案)

第1 設置

大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により、大阪府環境審議会に環境総合計画部会(以下「部会」という。)を置く。

第2 所掌事項等

部会は、環境総合計画係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

(1)環境総合計画の策定又は変更

- (42) 環境総合計画の進行管理方法の検討
- (23)環境総合計画の進行管理
- (34) その他環境総合計画にかかる事項

第3 組 織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4名程度
 - ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 4名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第4 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第5 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年6月27日から施行する。

大阪府環境審議会環境総合計画部会委員名簿

氏 名	役 職	備考
石井 実	大阪府立大学学長顧問	部会長
加賀 有津子	大阪大学大学院教授	
貫上 佳則	大阪市立大学大学院教授	
近藤 明	大阪大学大学院教授	部会長 代理
澤村 美賀	公益社団法人全国消費者生活相談員協会関西支部長	
以上 環境審議会委員 計5名		
秋元 圭吾	公益財団法人地球環境産業技術研究機構主席研究員	
岩屋 さおり	特定非営利活動法人インクルージョンプログラムラ ボラトリ事務局長	
以上 環境審議会専門委員 計2名		
	合 計 7名	